

「みやざき県民総合スポーツ祭」参加条件等の変更について

令和7年度（2025年度）から、「みやざき県民総合スポーツ祭」の“参加資格”及び“派遣費”が、以下のとおり変更されます。各チームの代表者及び会計責任者において情報の共有をお願いします。

なお、来年度の市予選会は、今のところ、3月中旬から下旬頃に開催を計画しています。開催案内は、2月上旬に市協会ホームページに掲載する予定です。

1. 参加資格の変更

< 現 行 >

- (1) 宮崎県に在住するアマチュア競技者であること。
- (2) みやざき県民総合スポーツ祭の参加は「居住地」または「ふるさと」からの参加とする。
「ふるさと」とは、卒業中学校の所在地が属する市町村とする。



< 令和7年度（2025年度）～ >

- (1) 宮崎県に在住するアマチュア競技者であり、市スポーツ協会長の了解を受けた者。
- (2) みやざき県民総合スポーツ祭の参加は ①「居住地」 ②「出身地」 ③「勤務地」のいずれかからの参加とする。
 - ①「居住地」・・・大会申込み締切日に日向市在住
 - ②「出身地」・・・日向市の小中学校の在籍歴がある。
 - ③「勤務地」・・・大会申込み締切日に日向市内に勤務。

※複数市町村に重複しての参加は認めない。

2. 派遣費の変更

< 現 行 >

日向市選手団として出場する選手全員に交通費相当額（電車またはバス賃）と謝金600円（弁当代相当額）を支給。



< 令和7年度（2025年度）～ >

- ・日向市在住者 ～ 交通費相当額（電車またはバス賃）と謝金600円（弁当代相当額）を支給。
- ・市外在住者 ～ 謝金600円（弁当代相当額）のみを支給。